

## 審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：技能検定員審査等に関する規則

根 抱 条 項：第16条第1項

処 分 の 概 要：教習指導員資格者証の再交付

原権者（委任先）：山口県公安委員会

法 令 の 定 め：

審 査 基 準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。

標 準 处 理 期 間：2日（行政庁の休日は含まない。）

申 請 先：山口県公安委員会（申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に提出してください。）

問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部交通部運転免許課（電話 083-973-2900）

備 考：